



守山区役所・志段味支所庁舎内 におけるマップ広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札方式・持参入札方式)

入札案内書

入札日：令和6年12月20日（金）午前10時00分

場 所：名古屋市守山区役所4階 第4会議室

名 古 屋 市

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

目次

| | |
|---|------|
| ◇ 入札のあらまし..... | P 1 |
| ◇ 入札説明書 | |
| 第1 掲出場所等..... | P 3 |
| 第2 参加者の資格..... | P 4 |
| 第3 掲出条件..... | P 5 |
| 第4 入札・開札..... | P 7 |
| 第5 競争入札参加資格確認申請..... | P 9 |
| 第6 落札者の決定..... | P 10 |
| 第7 契約の締結..... | P 10 |
| 第8 契約保証金..... | P 11 |
| 第9 問い合わせ先..... | P 11 |
| ◇ 契約書（案）..... | P 12 |
| ◇ 仕様書..... | P 21 |
| ◇ 「名古屋市が行う契約等からの 暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」..... | P 33 |
| ◇ 名古屋市広告掲載要綱..... | P 34 |
| ◇ 名古屋市広告掲載基準..... | P 36 |
| ◇ 守山区広告掲載要綱..... | P 38 |
| ◇ 入札書（様式・記載例）..... | P 43 |
| ◇ 委任状（様式・記載例）..... | P 45 |
| ◇ 競争入札参加資格確認申請書（様式・記載例）..... | P 47 |
| ◇ 法人役員に関する調書（様式・記載例）..... | P 49 |
| ◇ 本社、支社、営業所等所在地確認書（様式・記載例）..... | P 51 |
| ◇ 封筒記載例..... | P 53 |

入札のあらまし

守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業は、守山区役所・志段味支所庁舎内へ、守山区全域地図と民間企業等を広告主とした広告(以下「マップ広告」という。)を掲出していただくものです。当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をされ、かつ競争入札参加資格を有すると認められた方にマップ広告を掲出していただきます。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地を必ず確認されたうえで、お申し込みください。

広告掲出までの流れ

| | |
|----------------------|--|
| 入札案内書 (この案内書)配布 | 令和6年11月29日(金)～令和6年12月19日(木) 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 |
| 入札の実施 | 令和6年12月20日(金) 午前10時 入札会場:守山区役所4階 第4会議室 ・入札書(入札を委任する場合は委任状も)は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードして入手し、必要事項を記入・押印してご持参ください。 ・広告料及び行政財産目的外使用料のうち、広告料のみの入札となります。 ・入札保証金は免除します。 |
| 落札候補者の決定 | ・入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。 ・開札の結果、入札者のうち最低価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をされた方を落札候補者とし、会場内で次順位者と併せて発表します。 |
| 競争入札参加資格 確認申請書の提出 | 令和6年12月20日(金)～令和6年12月24日(火) 午前8時45分から午後5時00分まで ・落札候補者は、名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。 |

| | |
|--------------------|--|
| 落札決定の通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格の審査後、落札決定の通知をします。 ・入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。 |
| ▼ | |
| 契約締結 | <ul style="list-style-type: none"> ・落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約書を締結していただきます。 |
| ▼ | |
| 契約保証金の納付 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金を契約締結日に、名古屋市が発行する保証金納付書により納付してください。 ・なお、名古屋市契約規則第 31 条(契約保証金の納付免除)の規定により契約保証金を免除することがあります。 |
| ▼ | |
| 事業計画書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後、速やかにマップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制(メンテナンス及び緊急時の対応を含む。)、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書(任意様式)を提出していただきます。 |
| ▼ | |
| 行政財産目的外使用許可申請書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告掲出面積が確定次第、行政財産目的外使用許可申請書を提出していただきます。 ・提出後、行政財産目的外使用許可の手続きを行います。 |
| ▼ | |
| 広告原稿の審査・承認 | <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、マップ広告を掲出していただきます。 |
| ▼ | |
| マップ広告の掲出 | <p>令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 8 年 3 月 31 日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産目的外使用許可の更新がなされた場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4 年を限度(最大令和 12 年 3 月 31 日まで)に、1 年を単位として掲出期間を延長(契約を更新)することができます。 |
| ▼ | |
| 広告料及び行政財産目的外使用料の納付 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告料及び行政財産目的外使用料を名古屋市が定める期限までに、名古屋市が発行する納入通知書により納付してください。 |

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認したうえでお申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 掲出場所等

1 マップ広告を掲出する施設の名称及び所在地

名古屋市守山区役所(名古屋市守山区小幡一丁目3番1号)

名古屋市守山区志段味支所(名古屋市守山区下志段味一丁目1401番地)

2 掲出場所及び掲出広告の大きさ

| 掲出予定場所 | 設置数 | 大きさ |
|---------------------------|------------|--|
| ①守山区役所 1階 中央玄関風除室 | 1基 (切替) | マップ面:概ね縦 1,500 mm×横 2,100 mm以内(外寸) |
| ②守山区役所 1階 市民課フロア待合スペース | 1基 (切替) | マップ面:概ね縦 1,500 mm×横 2,100 mm以内(外寸) パンフレットラック面:概ね縦 700 mm×横 2,100 mm以内(外寸) |
| ③志段味支所 1階 ロビースペース支所側 | 1基 (切替) | 概ね縦 1,200 mm×横 1,600 mm以内(外寸) |

※掲出場所は掲出場所位置図、掲出場所イメージ図を参照してください。(21 頁及び 22 頁参照)

※現地説明会は行いません。掲出する広告が、来庁者の通行や通常業務に支障を及ぼさないか等、事前に申込者ご自身で現地確認をしてください。

第2 参加者の資格

1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

2 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

3 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)でないこと。

- 4 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 5 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は、有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者(官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。)でないこと。
- 6 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 7 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号)に基づく排除措置の期間がない者であること。
- 8 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する業種又は事業者でないこと。
- 9 入札公告の日から過去 3 年以内に、広告掲出に係る業務について、官公庁への履行実績があると認められる者であること。
- 10 名古屋市内に本社、支社、営業所等のいずれかを有する者であること。

第3 掲出条件

1 マップ広告の掲出期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(掲出準備に要する期間を含む。)

公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4 年を限度(最大令和 12 年 3 月 31 日まで)に、1 年を単位として掲出期間を延長(契約を更新)することができます。ただし、区役所庁舎の改修等によっては、延長を許可しない場合があります。

また、行政財産目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

掲出期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の 11 月末日までに守山

区役所企画経理課に申し出てください。

更新する場合の広告料(契約金額)については、当初の広告料(契約金額)を基本とします。また、消費税率が契約期間中に変更された場合は、変更後の税率で算出された額となります。

2 広告料及び行政財産目的外使用料(以下「広告掲出料」という。)

マップ広告の掲出期間(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。掲出準備に要する期間を含む。)中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。

掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

広告掲出料のうち、広告料については入札により決定した金額になります。

広告掲出料のうち、行政財産目的外使用料については、掲出場所の広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した庁舎使用に係る行政財産目的外使用料を納付してください。

なお、行政財産目的外使用料は、入札の対象ではありません。

<行政財産目的外使用料の算定>

行政財産目的外使用料は、月額 900 円/㎡です。掲出期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、表示面積を行政財産目的外使用料(月額 900 円/㎡)に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

3 マップ広告の仕様について

「守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業仕様書」(21 頁参照)のとおりです。

4 事業計画書の提出

契約締結後、速やかにマップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制(メンテナンス及び緊急時の対応を含む。)、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書(任意様式)を提出してください。

5 広告主及び広告内容

守山区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位あるデザインとしてください。

具体的な掲載基準については、守山区広告掲載要綱(38 頁参照)を参照してください。

なお、広告主及び広告内容については、名古屋市(守山区広告審査会)の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日(広告内容を変更する(広告を付け替える)場合を含む。)の 2 週間前までに掲出広告の原案を提出してください。

6 利用上の制限

マップ広告掲出期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) マップ広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

- (3) 「行政財産目的外使用許可条件」(26 頁参照)を遵守すること。
- (4) マップ広告の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、守山区役所の指示に従うこと。なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に守山区役所と協議を行うこと。

7 維持管理

マップ広告掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (2) マップ広告を掲出するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) マップ広告の破損、問い合わせ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、掲出事業者の責任において対応すること。

8 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、掲出事業者は一切の補償を名古屋市に請求することができません。

9 必要経費

- (1) マップ広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて掲出事業者の負担とします。
- (2) マップ広告の掲出に伴う電気使用料は、掲出事業者の負担とします。

第4 入札・開札

1 入札書の提出場所等

| | |
|-------|--|
| 入札会場 | 名古屋市守山区役所 4 階 第 4 会議室 |
| 入札日時 | 令和 6 年 12 月 20 日(金)午前 10 時 00 分 |
| 必要書類等 | <p>(1) 入札書</p> <p>入札書には、入札者(代表者、又は代表者から委任を受けた支社・営業所の長など、入札の権限を有する者をいいます。以下同じです。)の記名・押印をしてください。</p> <p>(2) 委任状(代理人が入札する場合)</p> <p>入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合(支社・営業所の長など)は、委任状の提出が必要となります。</p> <p>以下のような場合は、委任状は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合 ・入札参加者が法人で、その社員が代表者印を用いて入札する場合 |

| | |
|------|---|
| | (3) 印鑑(代理人が入札する場合は代理人の印鑑) 印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。 |
| 注意事項 | (1) 当日は駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。 (2) 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」といいます。)は、入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札はできません。 (3) 入札会場へは、入札者でなければ入場できません。 (4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。 |

※代理人について

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合(入札参加者本人の押印ができない場合)に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札参加者本人の押印は不要となります。(代理人の押印は必要)

2 入札金額

入札金額は、広告料の月額(契約希望金額の110分の100に相当する金額)を表示してください。入札金額には、行政財産目的外使用料(月額900円/㎡)を含めないでください。最低価格は非公表です。

3 入札

- (1) 入札は所定の入札書(43頁参照)を使用します。名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン(消せるボールペンを除く。)又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に訂正印を押印してください。ただし、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に「¥」又は「金」を記入し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 最低価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - ウ 金額を改ざん又は訂正した入札
 - エ 記入事項を判読できない入札
 - オ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - カ 一定の金額をもって価格を表示しない入札

- キ 記名押印のない入札
 - ク 委任状を提出していない代理人のした入札
 - ケ 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - コ 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料(以下「申請書等」という。)に虚偽の記載をした者のした入札
 - サ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
 - シ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - ス 明らかに談合によると認められる入札
 - セ 入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - ソ 入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
 - タ その他入札の条件に違反した入札
- (7) 入札保証金は、免除とします。

4 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。
- (3) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第5 競争入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。
- (2) 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名(名称)・生年月日・性別・住所(所在地)及び役職名等の情報を提供し、排除措置の対象者に該当するか否かを照会します。(4頁「第2 参加者の資格」参照)
- (3) 落札候補者に参加資格がなかった場合は、次順位者を新たに落札候補者とし、同様に入札参加資格の審査を行います。その場合、名古屋市よりその旨を連絡しますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

| | |
|-------|---|
| 提出期間 | <p>令和6年12月20日(金)から令和6年12月24日(火)午後5時00分まで 午前8時45分から午後5時00分まで 郵送の場合は上記期間中に提出先に到達したものに限りです。</p> |
| 提出先 | <p>名古屋市守山区役所 3階 企画経理課 郵送の場合は下記あて先まで 〒463-8510 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 名古屋市守山区役所区政部企画経理課あて ※封筒に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。(53頁参照)</p> |
| 必要書類等 | <p>(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通(47頁参照) 個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を必ず押印してください。入札書及び契約書も同一の印鑑を使用してください。</p> <p>(2) <個人の場合>住民票の写し 1通 <法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>(3) <法人のみ>法人役員に関する調書 1通(49頁参照)</p> <p>(4) 入札公告の日から過去3年以内に、広告掲出に係る業務について、官公庁への履行実績があるとわかるもの(契約書、行政財産目的外使用許可書等の写し。ただし名古屋市発行の行政財産目的外使用許可書、名古屋市との契約書、名古屋市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。)</p> <p>(5) 本社、支社、営業所等所在地確認書 1通(51頁参照)</p> <p>(6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒(12cm×23.5cm) 1枚</p> |
| 注意事項 | <p>(1) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。</p> <p>(2) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。</p> <p>(3) 受付期間終了後は、(2)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。</p> <p>(4) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。</p> <p>(5) 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札候補者の負担とします。</p> |

第6 落札者の決定

- (1) 申請書等の提出を受けた後、すみやかに競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- (2) 入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- (3) 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内(土日・祝日を含まない。)に、入札参加無資格理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。
- (5) (4)の書面の提出先は、本書の 11 頁「第9 問い合わせ先」に示す場所です。
- (6) (4)に対する回答は、原則としてその説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日以内(土日・祝日を含まない。)に書面により行います。

第7 契約の締結

- (1) 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- (2) 本件契約は、紙による契約又は電子契約を選択できます。
- (3) 落札者は、(1)の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければなりません。
- (4) 契約は、落札者名義で行います。(紙による契約の場合、契約書に使用する印鑑は、入札書及び競争入札参加資格確認申請書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。)
- (5) 「守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業契約書(案)」は、12 頁を参照してください。
- (6) 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- (7) 電子契約の場合は当事者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管します。

第8 契約保証金

- (1) 契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の保証金納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則(昭和 39 年名古屋市規則第 17 号)第 31 条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除する場合があります。
- (2) 契約保証金は、月額広告料の 6 か月分に相当する額とします。
- (3) 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- (4) 契約保証金には、利子を付けません。
- (5) 契約保証金は、現金又は金融機関振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前 10 日以

内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振り出した小切手でなければなりません。
これに該当するかどうかは、小切手の振り出しを受ける金融機関で確認してください。

第9 問い合わせ先

本書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- (1) 令和6年12月9日(月)午後5時00分までに提出してください。
- (2) 質問書(任意)に、質問事項、部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載し、件名を「守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る質問書」として、下記のあて先へファックス又は電子メールで送付してください。
名古屋市守山区役所企画経理課
電話番号:052-796-4648 ファックス番号:052-796-4508
電子メールアドレス a7964648@moriyama.city.nagoya.lg.jp
- (3) すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和6年12月13日(金)までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。
(アドレス <https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/37-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業 契約書(案)

名古屋市（以下「甲」という。）と掲出事業者_____（以下「乙」という。）とは、守山区役所・志段味支所庁舎内へ守山区全域地図と民間企業等を広告主とした広告（以下「マップ広告」という。）を掲出をするにあたり、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、守山区役所・志段味支所庁舎内をマップ広告掲出場所として提供し、乙に守山区のマップ広告を掲出させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料及び行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）を支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（掲出場所及び仕様）

- 第2条 掲出場所及び仕様については、守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- 2 乙は、仕様書を勘案の上、契約締結後速やかに、マップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（様式は乙の任意による。）を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。
- 4 乙は、本契約書及び仕様書のほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、守山区広告掲載要綱（以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。）の定めるところに従い、広告の掲出を行わなければならない。

（契約期間及びマップ広告掲出期間）

- 第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- 2 掲出期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含むものとする。
- 3 公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 4 前項の申請は、契約を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに甲に文書により行うものとする。

(契約金額)

第4条 乙は、第1条に基づき、マップ広告掲出期間に係る広告料を契約金として甲に支払うものとする。

2 前項の契約金額は、次のとおりとする。

契約金額 金 _____ 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 _____ 円)

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、変更前の広告料(税抜き)に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。

(契約金の納入方法)

第5条 乙は、第4条に定める契約金額を、甲が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付しなければならない。納付期限は以下のとおりとする。

| 年度 | 期間 | 納付期日 |
|-------|----------------|----------|
| 令和7年度 | 令和7年4月～令和8年3月分 | 令和7年4月末日 |

(第3条第3項の定めにより契約更新された場合の納付期日)

| 年度 | 期間 | 納付期日 |
|--------|------------------|-----------|
| 令和8年度 | 令和8年4月～令和9年3月分 | 令和8年4月末日 |
| 令和9年度 | 令和9年4月～令和10年3月分 | 令和9年4月末日 |
| 令和10年度 | 令和10年4月～令和11年3月分 | 令和10年4月末日 |
| 令和11年度 | 令和11年4月～令和12年3月分 | 令和11年4月末日 |

2 乙が前項に定める期日までに広告料を支払わないときは、乙は支払期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則(昭和39年3月30日名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

3 乙が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

4 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たない時は、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第6条 乙は、甲に対して契約保証金として金 _____ 円(広告料月額6か月分)

を甲が発行する保証金納付書により、本契約締結日に納付しなければならない。ただし、甲は契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

- 4 乙に未払いの広告料、損害賠償その他本契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、乙は契約保証金をもって本契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。
- 6 甲は、本契約の終了に伴う乙の現状回復完了時において、乙に未払いの広告料、損害賠償その他本契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、現状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。
- 7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(広告掲出場所の使用許可及び使用料)

- 第7条 乙は、広告掲出に際して、別途名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成16年3月31日名古屋市規則第49号）に基づく行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。
- 2 乙は、前項に定める使用許可を受けるにあたり、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、所定の使用料を納入するものとする。
 - 3 乙は、第1項に定める使用許可に係る期間は、当初は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、その後は1年を単位として4年を限度（最大令和12年3月31日まで）に、使用許可の更新を申請することができる。この場合、使用許可を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに甲に文書により行うこととする。ただし、当初の使用許可については、令和7年2月末日までに申請をしなければならない。
 - 4 前項に定める使用許可の更新について、公用又は公共用の必要が生じた等、乙の責めに帰さない理由により、甲が更新の許可をしなかった場合は、更新前の使用許可期間の末日をもって本契約は解除されたものとみなす。この場合において、乙は、第2項に定める使用料及び第4条第2項に定める広告料について、更新されなかった期間に係る金額を支払う必要はない。また、使用許可が更新されなかったことによる損害等が乙に発生したとしても、甲はその損害を賠償する責めを負わない。

(権利譲渡の禁止)

- 第8条 甲及び乙は、事前に他方当事者の承認を得ないで、この契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(契約の履行の一時中止)

第9条 暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって乙の責めに帰することができないものにより、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。ただし、甲と乙が協議し、事業計画を変更することにより、広告掲出場所を変更することができる。

2 甲は、前項の規定により1か月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、守山区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第7条に定める使用許可を乙が得られないとき、または取り消されたとき。(第7条第4項に該当する場合を除く。)
- (2) 法令違反または正当な理由なく、この契約に違反したとき。
- (3) 乙又はその代理人、使用人その他従業員等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 次条の規定によらないで、乙が本契約の解除を申し出たとき。
- (6) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下

この号において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本契約を解除することができる。

3 本条の規定により本契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済の広告料を違約金とし、乙に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく本契約に違反し、その違反により本契約の履行が不可能になったとき。

(2) 甲において本契約の履行に関し、甲に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(広告の作成等)

第 12 条 広告乙の責任において作成するものとする。

2 乙は広告主及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準及び守山区広告掲載要綱（以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。）を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

3 乙は、前項に定める審査を受けるため、作成した広告のデータ等必要な資料を、甲が指定した日までに甲に提出するものとする。

4 乙は、第 2 項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

5 甲及び乙は、広告掲載に関して、守山区役所の公正性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。

(広告の掲出及び撤去等)

第 13 条 広告の掲出及び撤去は乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の掲出及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(広告の維持管理)

第 14 条 掲出中の広告は乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つものとする。

- 2 掲載中の広告の破損並びに広告に関する問い合わせ及び苦情については、乙の責任において速やかに対応するものとする。
- 3 前 2 項の維持管理及び対応に要する費用は乙の負担とする。

(広告内容等の変更)

第 15 条 乙は、掲出中の広告の内容等を変更することができる。

- 2 乙は、前項規定により掲出中の広告を変更するときは、広告主及び広告内容について事前に甲の審査を受けなければならない。この場合、第 12 条の規定を準用する。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

第 16 条 甲は、掲出中の広告が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったと判断したときは、いつでも乙に対して当該広告の広告主及び広告内容の修正等を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容についての責任)

第 17 条 乙は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告内容は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならない。また、広告内容に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならない。
- 3 甲に対して、乙の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連した被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告掲出にあたっての留意事項)

第 18 条 乙は、広告掲出にあたっては、守山区役所・志段味支所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう配慮しなければならない。

- 2 乙は、広告物の転倒及び破損等により、守山区役所・志段味支所来庁者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、前 2 項に定める留意事項に関する助言指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 4 乙は、広告掲出における自己使用による電気料金等の乙の利便に係る一切を負担し、その支払い方法等については、甲の指示による。

- 5 広告掲出によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 6 乙は、広告物が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 7 甲は、広告物の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第 19 条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が本契約に定める事項又は法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が、名古屋市広告掲載要綱等に違反したとき。
 - (3) 第 12 条第 4 項又は第 16 条第 1 項の広告内容の修正等を乙が行わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があるとき。
- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消された時は、乙は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第 1 項の一時撤去又は一時削除に要する費用及び前項の再開に要する費用は、乙が負担する。
 - 4 第 1 項の指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去または一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。
 - 5 第 1 項又は前項の一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、乙に返還しない。
 - 6 前項の違約金は損害賠償予定額の全部又は一部としない。

(原状回復義務)

第 20 条 契約期間が満了し、又は本契約が解除された場合には、乙は自己の費用をもって広告物を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の原状回復後は直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 本契約が終了したにもかかわらず、乙が広告掲出場所を返還しない場合は、本契約終了日の翌日から広告掲出場所の明渡し完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払わなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、本契約に基づく広告掲出を行うにあたって乙に損害が生じた場合、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合を除いて、甲に賠償を請求することはできない。

2 乙は、本契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

3 乙は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときには、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4 第 2 項に規定する損害賠償の額は甲乙協議して定める。

5 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

(著作権等の管理)

第 22 条 乙は、広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であるか否かは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第 23 条 乙は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結に関して必要な一切の費用はすべて乙の負担とする。

(特記事項)

第 25 条 乙は事業を実施するにあたり、「行政財産目的外使用許可条件」、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「暴力団関係事業者との契約解除」及び「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第 26 条 本契約に関して疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。ただし、契約内容を記録した電磁的記録で作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎 印

乙

印

守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業

仕様書

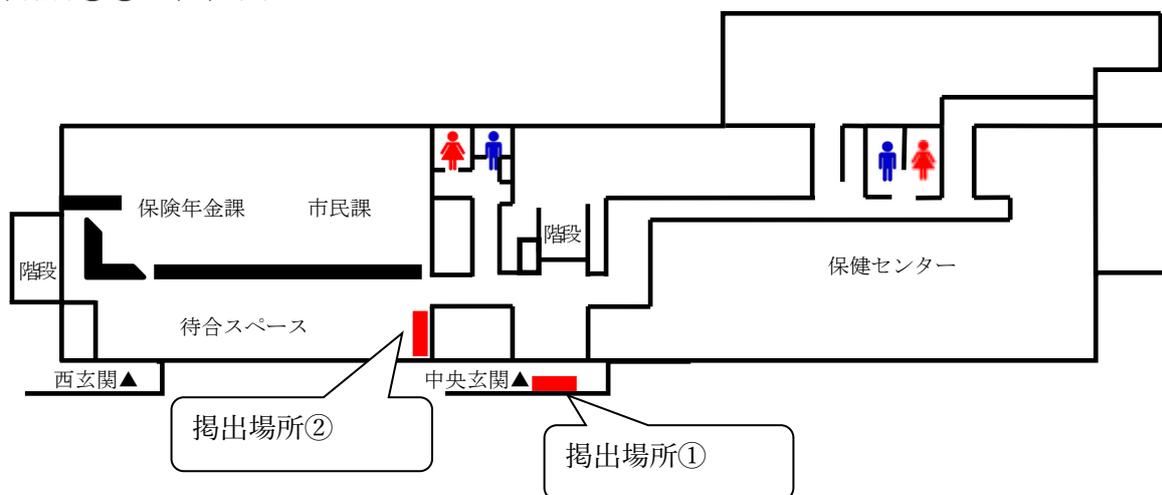
1 事業概要

名古屋市守山区役所（以下「甲」という。）が掲出事業者（以下「乙」という。）より、当該庁舎内についての広告掲出料（広告料及び行政財産目的外使用料）の納入を受けたうえで、乙が広告付守山区全域地図（以下「マップ広告」という。）の掲出を行うものである。

2 掲出場所

- ①名古屋市守山区役所（名古屋市守山区小幡一丁目3番1号）
1階 中央玄関風除室
- ②名古屋市守山区役所（名古屋市守山区小幡一丁目3番1号）
1階 市民課フロア待合スペース
- ③名古屋市守山区志段味支所（名古屋市守山区下志段味一丁目1401番地）
1階 ロビースペース支所側

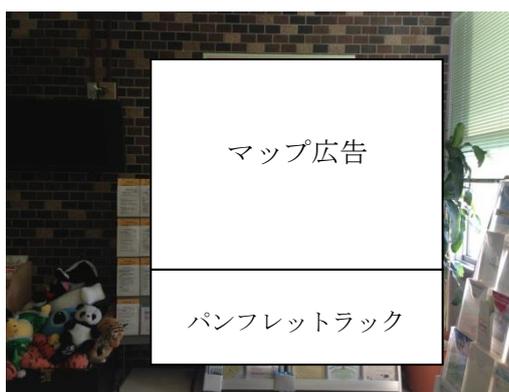
掲出場所①② 位置図



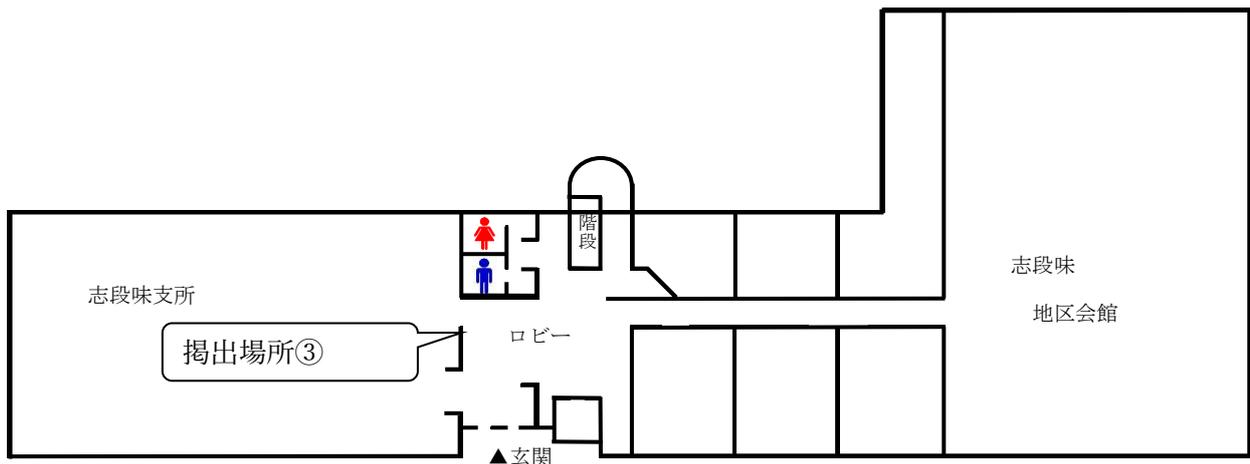
掲出場所① イメージ図



掲出場所② イメージ図



掲出場所③ 位置図



掲出場所③ イメージ図



3 マップ広告の仕様

(1) 「2 掲出場所」にそれぞれ1基設置すること。

(2) 大きさ及び掲出方法は以下のとおりとする。

①守山区役所1階 中央玄関風除室

- ・概ね縦 1,500 mm×横 2,100 mm以内 (外寸)
- ・壁面固定又はスタンド式とし、落下や転倒防止等の安全措置を講じること。

②守山区役所1階 市民課フロア待合スペース

- ・マップ面：概ね縦 1,500 mm×横 2,100 mm以内 (外寸)
- ・パンフレットラック面：概ね縦 700 mm×横 2,100 mm以内 (外寸)
- ・スタンド式とし、転倒防止等の安全措置を講じること。また、下段にパンフレットラックを設置すること。
- ・パンフレットラックは A4 サイズのものが 20 か所程度収容可能なもの。ただし、設置面積によっては甲と協議し決定すること。

③志段味支所1階 ロビースペース支所側

- ・概ね縦 1,200 mm×横 1,600 mm以内 (外寸)
- ・壁面固定又はスタンド式とし、落下や転倒防止等の安全措置を講じること。

(3) 広告面を透明アクリル板等で保護し、フレームの角が鋭利にならないよう加工を施す

こと。また、広告面は、動画、音声を可とするが、公共施設であることに配慮し、詳細は甲と協議のうえ決定すること。

- (4) 守山区役所及び志段味支所庁舎の美観に配慮するとともに、来庁者の通行や業務に支障のないよう配慮すること。

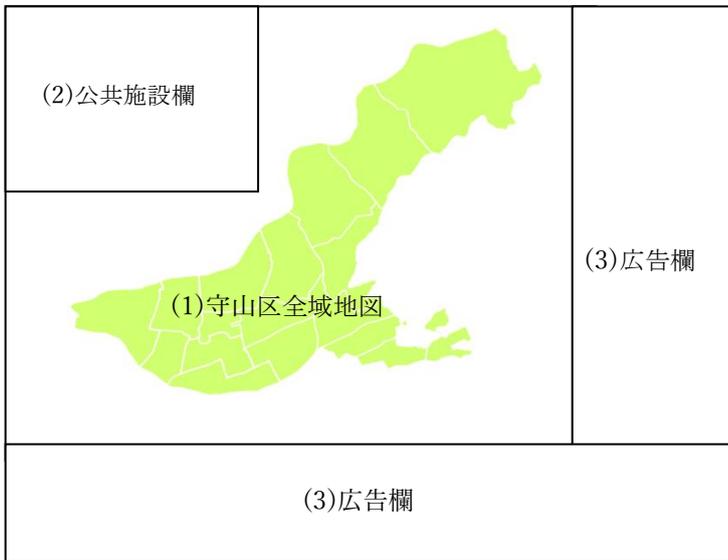
4 マップ広告に表示する情報

- (1) 守山区全域地図
- (2) 守山区内公共施設の名称・所在地・電話番号
- (3) 広告欄（広告主の名称・所在地・電話番号）
- (4) 守山区内の避難所
- (5) 守山区内の学校、観光施設、名所等
- (6) 公共交通機関の駅、バス停の表示及び路線図
- (7) その他、甲が掲載を希望する情報については別途協議する。

※ 面積割合は概ね $\{(1)+(2)\} : (3) = 3 : 2$ とする。ただし、甲と乙の協議により、(3)が(1)+(2)の面積を上回らない範囲を限度に変更することができる。

※ (4)、(5)、(6)、(7)については、(1)の地図上に位置表示すること。

マップ広告 イメージ図



5 マップ広告の設置条件

- (1) マップ広告に係るメンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、乙の責任と負担においてこれを処理すること。
- (2) 広告に関する問い合わせ及び苦情に対する対応は、乙の責任と負担においてこれを処理すること。
- (3) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、マップ広告の破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙はマップ広告の破損等により第三者に

生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は乙が負担すること。

- (4) マップ広告を電気等の諸設備が必要なものにする場合は、その利用に必要な経費を乙が負担すること。
- (5) 乙は対人対物保険に加入すること。
- (6) 施設名変更やバス路線変更などの理由による修正は、年2回まで乙の負担で行うこと。なお、広告に関しての修正が必要となった場合はその都度、乙の負担により行うこととする。ただし、その場合は「6 広告の掲出条件」に基づき手続きをすること。
- (7) 使用を終了するときは、マップ広告を乙の負担で撤去し、原状復帰したのち甲の検査確認を受けること。

6 広告の掲出条件

- (1) 広告主の募集及び広告の掲出、管理、撤去については、乙の責任と負担においてこれを処理すること。
- (2) マップ広告に掲出する全ての広告については、別に定める守山区広告掲載要綱による守山区広告審査会において適正と審査されたものに限り掲出すること。
- (3) 乙の都合により広告の修正・変更をする場合は、広告掲出を開始する2週間前までに広告案を守山区役所企画経理課へ提出し、守山区広告審査会の審査を受けたのち修正・変更すること。
- (4) 広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料及び行政財産目的外使用料は返還しないものとする。

7 広告掲出に係る行政財産目的外使用許可

- (1) 乙は、広告掲出について行政財産目的外使用許可を受け、入札の際に提示する広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した行政財産目的外使用料（月額900円/m²）を納付すること。ただし、この広告掲出面は「4 マップ広告に表示する情報」の(3) 広告欄のみに限られる。
- (2) 使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。また、使用許可面積を定める金額に乗じて得た額が100円に満たない場合にあっては100円とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

8 事業計画書の提出

乙は契約締結後速やかに、マップ広告掲出場所、規格、機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書（様式は乙の任意による。）を作成し、甲に提出すること。

9 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。）

(3) ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

(4) 既存のマップ広告からの切替掲出となるため、掲出は甲と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うこと。なお、営業開始が令和7年4月2日以降となった場合においても、乙は広告料及び行政財産目的外使用料の減免又は返還を求めることはできない。

10 その他

(1) 本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は甲と乙が協議のうえ決定すること。

(2) 本仕様書に定めるもののほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「守山区広告掲載要綱」その他関係法令を遵守すること。

(3) この契約を履行するにあたり、別添「行政財産目的外使用許可条件」、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「暴力団関係事業者との契約解除」及び「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守すること。

11 参考

(1) 施設情報

守山区役所には守山保健センター、講堂が併設されている。守山区役所の付近には守山区休日急病診療所、守山児童館、守山福祉会館もある。

守山区志段味支所には守山保健センター志段味分室、志段味地区会館（体育室、集会室等あり）が併設されている。

(2) 当該施設の職員数（令和6年4月1日現在）

守山区役所（守山保健センターを含む） 326人

守山区志段味支所（守山保健センター志段味分室を含む） 57人

(3) 守山区人口（令和6年9月1日現在）

176,251人（うち志段味支所管内 39,257人）

(4) 住民票・戸籍・印鑑証明等交付件数（令和5年度）

守山区役所 114,492件

守山区志段味支所 37,742件

(5) 志段味地区会館の利用者数 54,049人（令和5年度）

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額 円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の遅延金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ①政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
 - ⑤公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥周辺環境を損なうおそれがある場合

⑦本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合

⑧その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき

- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときはこの限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときはすべて市長の決定による。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

暴力団関係事業者との契約解除

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(発注者の解除権)

3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

4 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

- 第1条 名古屋市(以下「甲」という。)は、請負人(以下「乙」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

- 第2条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 前条第1項第1号及び同項第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲

- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

- イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

守山区広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市守山区役所（以下「守山区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か守山区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 守山区が作成する印刷物
- (2) 守山区公有財産
- (3) その他守山区が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課・室・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、守山区広告掲載申

込書（様式第1号）により、申込みを行う。

- 2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするものを含む。

（広告掲載の決定等）

第6条 所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。
- 3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を通知（様式第2号又は様式第3号）するものとする。

（広告原稿の作成等）

第7条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

- 2 広告主が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載料の納付等）

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

- 2 所管課の長は、前条における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

（広告内容の変更）

第9条 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善し、第5条における守山区広告掲載申込書により、再度申し込まなければならない。

（広告掲載の取止め）

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不相当であると判断したとき

- 2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

- 3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第 11 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により 1 月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して 1 月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が 24 時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(守山区広告審査会の設置)

第 15 条 広告掲載希望者の選定方法、広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるかを審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

- 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。
- 9 広告審査会の庶務は、守山区区政部企画経理課が処理する。

(その他)

第 16 条 その他広告掲載につき必要な事項は守山区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 区政部企画経理課長 |
| 委員 | 区政部総務課長 区政部地域力推進課長 保健福祉センター福祉部民生子ども課長 保健福祉センター健康安全課長 支所区民福祉課長 委員長の指名する職員 |

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

| 件名 | 金額 | | | | | | | |
|---------------------------------|--------|--------|---|---|---|---|---|---|
| | 百 万 | 拾 万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | 円 |
| 守山区役所・志段味支所庁舎内における マップ広告掲出事業 | | | | | | | | |

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。
- 2 黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「¥」又は「金」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

入札書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(個人の場合)
 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋 太郎

名古屋

(入札者) 所在地
 商号又は名称
 役職名
 氏名

(法人の場合)
 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋株式会社
 代表取締役
 名古屋 一郎

代表者印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、

(代理人が入札する場合)
 名古屋市中区三の丸二丁目1番36号
 名古屋株式会社
 愛知 次郎

愛知

| | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件名 | | | | | | | | |
| 守山区役所・志段味支所庁舎内における マップ広告掲出事業 | 万 | 万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 毫 | 円 |
| | ¥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。
- 2 黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「¥」又は「金」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和6年11月29日公告の守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

甲（委任者）所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

印

上記委任の件、承諾いたしました。

乙（受任者）所 在 地
商号又は名称
氏 名

印

（あて先）名古屋市長

委任状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和6年11月29日公告の守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

入札書の提出日以前の日を
記入してください。

甲（委任者）所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
役職名 代表取締役
氏名 名古屋 一郎

代表
者印

上記委任の件、承諾いたしました。

乙（受任者）所在地 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
商号又は名称 名古屋株式会社
氏名 愛知 次郎

愛知

（あて先）名古屋市長

入札書に使用する印鑑
と同一の印を押印して
ください。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地
商号又は名称
役職名
氏名

令和6年11月29日付けで入札公告のありました守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る入札後資格確認型一般競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に定める競争入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- (1) <個人の場合>住民票の写し 1通
<法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
- (2) <法人のみ>法人役員に関する調書 1通
- (3) 入札公告の日から過去3年以内に、広告掲出に係る業務について、官公庁への履行実績があるとわかるもの
- (4) 本社、支社、営業所等所在地確認書
- (5) 返信用封筒

| | | | | | |
|-------------|--|-----------|--|----------|--|
| 申請者 担当部署 | | 担当者 氏名 | | 電話 番号 | |
|-------------|--|-----------|--|----------|--|

競争入札参加資格確認申請書

記載例

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
役職名 代表取締役
氏名 名古屋 一郎

令和6年11月29日付けで入札公告のありました守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る入札後資格確認型一般競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に定める競争入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- (1) <個人の場合>住民票の写し 1通
<法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
- (2) <法人のみ>法人役員に関する調書 1通
- (3) 入札公告の日から過去3年以内に、広告掲出に係る業務について、官公庁への履行実績があるとわかるもの
- (4) 本社、支社、営業所等所在地確認書
- (5) 返信用封筒

| | | | | | |
|-------------|--|-----------|--|----------|--|
| 申請者 担当部署 | | 担当者 氏名 | | 電話 番号 | |
|-------------|--|-----------|--|----------|--|

法人役員に関する調書

| | | | | |
|--------|----------------------|--------------------|----|---|
| 商号又は名称 | | 名古屋株式会社 | | |
| 所在地 | | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 | | |
| 役職名 | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住所 |
| 代表取締役 | (ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎 | ⓪・S・H・R 20・8・15 | 男 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| 取締役 | (ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子 | ⓪・S・H・R 21・7・14 | 女 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| 取締役 | (アイチ ジロウ) 愛知 次郎 | ⓪・S・H・R 30・6・13 | 男 | 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 |
| 監査役 | (アイチ サブロウ) 愛知 三郎 | ⓪・S・H・R 40・5・12 | 男 | 名古屋市中区二の丸二丁目2番2号 |
| | () | T・S・H・R . | | <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。</p> </div> |
| | () | T・S・H・R . | | |
| | () | T・S・H・R . | | |
| | () | T・S・H・R . | | |
| | () | T・S・H・R . | | |
| | () | T・S・H・R . | | |
| | () | T・S・H・R . | | |
| | () | T・S・H・R . | | |

※ 法人の役員について記載すること。

本社、支社、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

令和6年11月29日付けで入札公告のありました守山区役所・志段味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る入札後資格確認型一般競争入札につきましては、下記のとおり本社、支社、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 連絡先
- 4 その他

本社、支社、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
役職名 代表取締役
氏名 名古屋 一郎

令和6年11月29日付けで入札公告のありました守山区役所 味支所庁舎内におけるマップ広告掲出事業に係る入札後資格確認型一 下記のとお
り本社、支社、営業所等が名古屋市内にあります

競争入札参加資格確認申請書に記入された申請者を記入してください。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 連絡先
- 4 その他

(表面)

| | | | | | |
|--------|-----------------------------|--------------|---------------|------------------------|------------------|
| 切 手 | 競争入札参加資格確認申請書 在中 | 必ず朱書きしてください。 | 4 6 3-8 5 1 0 | 名古屋市守山区役所区政部企画経理課 行 | 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 |
|--------|-----------------------------|--------------|---------------|------------------------|------------------|

- ※ 簡易書留郵便による郵送をお勧めします。
- ※ 提出期間内に必着するように郵送してください。